

# 『2004年 花と緑、森林による癒し』

兵庫県立姫路工業大学 教授 浅野 房世

〔※注〕当日は、約1時間30分ほどにご講演をいただきましたが、本講演でお話いただいた内容については近日中に出版されるご予定があることから、講演内容の全文についての掲載は差し控え、その概要を掲載させていただきます。

今から9年前の1995年冬、兵庫県は未曾有の震災に見舞われました。阪神・淡路大震災でした。この震災により、一瞬にして崩れ去った神戸の街には、瓦礫の中に家を失い家族を失い、生きる希望を無くした人々があふれていました。絶望の中、うつ状態となり、自殺者が増加しました。しかし、一方、そんな状況の中でも、樹木をはじめ植物は変わらぬ営みを見せてくれました。春には花を咲かせ、その香りに勇気付けられ、秋には実りを感じて、自殺を思い止まった人が何人もいたのです。

植物によって、自然によって大勢の人々が癒され、絶望の淵から立ち上がることができました。兵庫県では、震災復興に当たり全国の皆様から受けたご恩への返礼として、現在、植物による癒しを科学的に分析しつつ、園芸療法士を育てているのです。

「healing（癒し）」の語源は「whole（全体性）」で、「health（健康）」と同じです。宗教、医学の世界で「癒す」という動詞での使用が主であったものが、「癒し」という名詞で多く使われるようになったのは、阪神・淡路大震災以降のことです。「癒し」とは、人間が本来持っている生きていく力に対して、何らかの外圧、非常に大きなストレスの負荷がかかった時、それが何らかの歪みによって復活しない時に、それを“復活させるプロセス”を言います。

癒しの風景として思い浮かべるものについて、多くの人々を対象にアンケート調査をしました。その結果、ほとんどの人が植物生息可能条件を構成する「自然」を思い浮かべました。それは、ヒトのDNAに書き込まれた遠い祖先の記憶に由来します。かつての住処であり生活の場であった自然により、植物により癒されるのです。

人と植物とをつなぎ、そこから癒しを得るためには、二つの手法が必要です。一つは森のユニバーサルデザインに代表される「場所の整備」。もう一つは「癒し」をサポートする、また専門知識を有する人を育成する「人の整備」。

癒しを必要としているのは、病気になった本人、死に対峙した当事者だけではない。その周囲にいる人も同じく強い悲しみを受け、癒しを求めていることがわかりました。そして、悲しみには国による文化の違いは無く、草原の中の木立や紅葉やサクラ咲く風景を、癒される風景として各国の被験者らは選びました。

人は植物のある自然豊かな風景を癒しとして求めています。風景の中に自己投影し、悲しみを癒しています。癒しの風景には「保護」「律動」「時間」「象徴」が必要で、これ

ら4要素が地域の風土に合わさって生まれるのです。

### 【質疑応答】

Q. 我ども国有林を管理する立場としては、今、何ができるのか。

例えば、ご高齢の方が間伐しながら歩けるような歩道を作れないか等々、フィールドにおいて具体化していく段階で、なにか留意すべき点がありましたらご教示をお願いします。

A. (浅野先生)

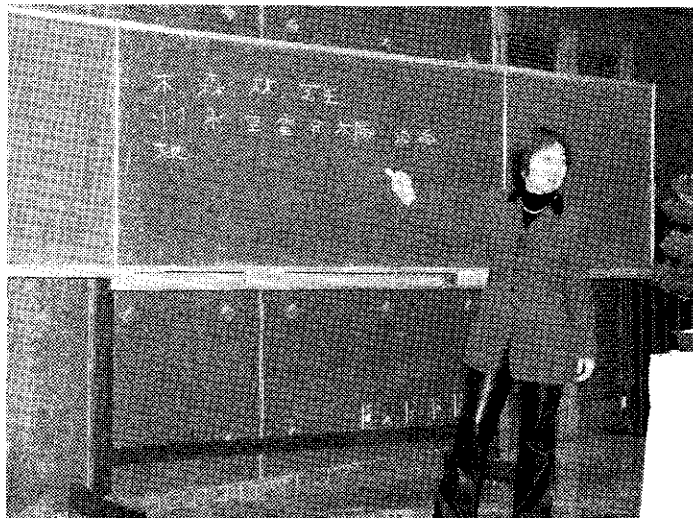
ご質問は、場の整備というか空間の整備に関するものと推察します。

時代は「もののデザイン」から「ことのデザイン」へと変化してきています。物をデザインすることはマニュアルがあればできます。ところが、「その空間でどういうシーンが見たいのか」ということが抜けることが多い。どういうシーンがその場所で見たいのか、ということを担当者、整備をする人たちがイメージできれば、自ずと物のデザインはできるはずです。

だから、まずは「こと」。どんなシーンをイメージするのか。そこで癒したいのか、そこでスポーツをさせたいのか等々。この辺のこの空間だったらこんなことができるだろう、とイメージするのです。

今まで20世紀は、物を造るということに邁進してきました。しかし、これからは決められたお金、決められたパワーで、しかも住民と連携して、ということが求められている時代です。それならば、ここはこんなシーンが欲しいということのイメージを、地域の人たちと話し合っていけば道が開いていくことはいっぱいあると思います。

単なるワークショップではなく、ここで本当に何がしたいのかということ、プロなりに相手の気付かないシーンがあるということ、森の専門家として提供していくことが、森のユニバーサルデザインであり、それが実は Grief Care であり、Healing Landscape であると思います。



## 平成15年度 森と緑の研究交流会発表集

編 集 中部森林管理局名古屋分局

指導普及第二課

〒456-8620 名古屋市熱田区熱田西町1番21号

電 話 052-683-9215

F A X 052-683-9232

(中部森林管理局名古屋分局は、平成16年3月31日をもって廃止となり、  
以後の業務は中部森林管理局が引継ぎますので、お問い合わせは次へお願い  
いたします。 中部森林管理局指導普及課 電話 026-236-2623)